

2-16 日本森林学会プログラム編成委員会内規

(任務)

1. プログラム編成委員会(以下、委員会という。)は、学術大会運営規則第8条第2項に定める大会運営委員会の権限を分担するものとし、同規則第7条で定める業務のうち、発表プログラムの編成、日本森林学会学術講演集の刊行等の、学術大会の運営に係る一部の業務を、大会運営委員会との連携、協力の下に行う。

(委員会の構成)

2. 委員会に委員長1名、委員若干名を置く。
3. 委員長は、会長が理事の中から指名する。
4. 委員は、委員長が選任し、理事会に報告して会長がこれを委嘱する。

(部門委員会)

5. 委員会の下に、林政、風致・観光、教育、経営、造林、遺伝・育種、生理、植物生態、立地、防災・水文、利用、動物・昆虫、微生物、特用林産の14の部門について、それぞれ部門委員会を設ける。

6. 部門委員会は、担当する部門について委員会の任務を分担する。

7. 部門委員会の委員長は、委員会委員とする。

8. 部門委員会の委員は、それぞれの部門委員会委員長が指名する。

(開催)

9. 委員会及び部門委員会の開催は、それぞれ委員長が行い、審議に当たってはメールの活用を図る。

(改定)

10. この内規の改定は、委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2014年3月26日制定

2016年5月31日改定

2017年4月18日改定

2018年5月29日改定

2020年4月23日改定